

じちろうセット共済
新規・継続 募集
5/20 から始まります



茨城県職新聞

第821号 http://iba-kensyoku.jp/
2024年5月1日号 E-mail kensyoku@atlas.plala.or.jp

【発行所】茨城県職員労働組合連合
310-8555 水戸市笠原町 978-6
県庁内
Tel. 029-301-6135
FAX 029-301-6143
【発行責任者】須之内 浩二
【定価】10円 (組合員の購読料は
組合費に含む)

■賃金・労働条件決定までの流れと主な取り組み

時期	県職連合	自治労等上部団体
3月	3月27日：春闘要求書提出 (人事委員会/総務部)	2月下旬：春季要求書提出 上旬：審議官交渉 中旬：局長交渉 下旬：総裁/大臣交渉
4月		●人事院対策 (公務員連絡会) 中旬：人事院交渉
5月	29日：人事委員会交渉 (地公労)	民間給与実態調査 (人事院/人事委員会) 4/22~6/14
6月	5日：県職春闘交渉 (人事課・行政経営課)	下旬 人勧期要求書提出
7月	評議会/協議会 7~9月：要求書提出 9~10月：交渉 ●要求書づくり	上旬：人事院へ署名提出 中旬：人事院交渉 下旬：人事院交渉 決起集会/要請行動
8月	●実態調査 ●支部/評協議会 ●機関会議など	上旬：人事院勧告 上旬~人勧の早期実施を求め て政府交渉
9月	●人事委員会対策 上旬：地公労申入書提出 中旬/下旬：交渉	上旬：関東甲信越静人事委員 会要請 (自治労)
10月	上旬：人事委員会勧告 ●県当局対策 中旬：要求書提出 ・地公労 (総務部長) ・県職/現業 (人事/行政経営課長)	●政府対策 上旬：政府局長交渉 中旬：大臣交渉 中旬：人勧実施を閣議決定 (給与関係閣僚会議)
11月	上・中旬：賃金確定交渉	上旬：給与法改正案可決
12月	給与条例可決/給与改定	上旬：人事院/政府へ基本要 求書提出 中旬：局長級交渉 中旬：総裁/大臣交渉

組合は賃金・労働条件決定の 全てのステージに関与

通年の取り組みが秋の賃金交渉で結実する

公務員は労働基本権の制約を受ける一方、その代償措置として人事院・人事委員会による勧告制度がありま

す。そのため、勧告で決まるのだから組合の入る余地はないだろうと思

っている人もいますが、すべての労働条件が勧告を必要とするわけではなく、勧告を必要とする課題も春の早い段階から人事院に対する要求・交渉を重ねて勧告

の内容決定に労働組合は関与していません。賃金労働条件決定までの全てのプロセスに、労働組合が関与していることを知る必要があります。

力の結集が組合の命 春の段階の交渉

最終的に賃金労働条件を決定するのは、それぞれの自治体当局と自治体単位労働組合による秋の賃金確定交渉です。一方で、制度の

枠組みなど大きな課題解決に力を発揮するのは国家公務員組合、教職員組合などの共闘団体(公務員連絡会)です。春(12月及び3月)の段階では中央における交渉で人事院、政府に対してこの年の要求課題を明確に示す

とともにこの段階の考え方を引き出します。地方公務員の組合も大きな影響を受けるので参加しています。多くの公務員組合が結集す

よりよい勧告を求めて 中央の取り組み

ることで大きな岩を動かすことが可能になります。

が、勧告に私たちの要求を反映させる必要があります。それが、人勧期の取り組みです。8月上旬に出る人事院勧告に向けて、春の段階より具体化した要求書を提出し、6月下旬に人勧期の取り組みがスタートします。

交渉は、審議官、局長、総裁と順次格上げをして7月下旬に最終回答を得ます。最終交渉では、人事院周辺に中央行動(決起集会、デモ行進等)を配置し、組織の力を最大限結集します。

一方、地方公務員組合にとっては、自らの労働条件を左右する人事委員会勧告に舞台は移ります。10月上旬の勧告に向けて、県の共闘団体は地公労(県職連合、教職員組合、高校教職員組合、自治労)が主導して交渉(地公労交渉)を進めます。交渉相手は総務部長で、人事委員会勧告の実施をはじめ、勧告事項ではない労働条件についても県職員に共通の課題をここで決めます。

また、全国の横の連携を図るため、自治労県職共闘会議では全

連(全国人事委員会連合会)を通して申入れ、交渉を展開していきます。

主な賃金労働条件については地公労の課題となりますが、人員配置や勤務時間、職場環境など、単位組合独自の課題を県職交渉、現業交渉、病院局交渉、企業局交渉でそれぞれ行います。

以上のとおり、賃金労働条件をめぐる交渉は、ほぼ通年の取り組みになっていくことがわかります。そして、それぞれの段階の取り組みが等しく重要です。組合員の皆さんもその理解のもと身近な運動に参加してください。

気付いたら 加害者かもよ 自分がね



自治労ハラスメント防止啓発川柳



ば、中央では政府に対して勧告の早期実施を

人事院勧告が
出れば、それ

を尊重することは労使とも責務です。それだけに、勧告に私たちの要求を反映させる必要があります。それが、人勧期の取り組みです。8月上旬に出る人事院勧告に向けて、春の段階より具体化した要求書を提出し、6月下旬に人勧期の取り組みがスタートします。

交渉は、審議官、局長、総裁と順次格上げをして7月下旬に最終回答を得ます。最終交渉では、人事院周辺に中央行動(決起集会、デモ行進等)を配置し、組織の力を最大限結集します。

一方、地方公務員組合にとっては、自らの労働条件を左右する人事委員会勧告に舞台は移ります。10月上旬の勧告に向けて、県の共闘団体は地公労(県職連合、教職員組合、高校教職員組合、自治労)が主導して交渉(地公労交渉)を進めます。交渉相手は総務部長で、人事委員会勧告の実施をはじめ、勧告事項ではない労働条件についても県職員に共通の課題をここで決めます。

また、全国の横の連携を図るため、自治労県職共闘会議では全

第95回連合茨城水戸地域メーデー

4月20日(土)に水戸地域協議会(水戸地協)主催の水戸地域メーデーが水戸市駿優会館で開催されました。

「連帯の力で平和と人権を守り、誰もが安心して暮らせる新しいステージへー被災地の復旧・復興に向けてみんなで支え合い・助け合おう!」をスローガンに各労働組合から300名のなかまが集結しました。

新型コロナウイルス感染症拡大時は中止を余儀なくされてきたメーデーでしたが、昨年の第94回メーデーから茨城県中央メーデーおよび県内各10地域のメーデーとも、コロナ禍前の規模・内容に戻しつつ、式典を中心に集合型で開催されました。



5月1日のメーデー(May Day)とは?

古くからヨーロッパでは「夏の訪れを祝う日」とされ祝日とされてきました。

一方で、低賃金と長時間労働に苦しめられていた米国の労働者がゼネラルストライキを行ったのが1886年の5月1日で、この動きが世界の労働組合に広まり、1890年5月1日に第1回国際メーデーが多くの国で開催されました。これが今に続く「労働者の祭典」としてのメーデーの起源となったのです。

原水禁茨城県連絡会(茨城県平和フォーラムと茨城県平和擁護県民会議にて構成)は、「第27代高校生平和大使」の募集・国連への派遣をめざして取り組んでいます。

「高校生平和大使」の取り組みは、1998年にインド・パキスタンの核実験を機に核兵器廃絶と平和な世界の実現を訴えてヒロシマ・ナガサキの声を世界に届ける目的で長崎県から開始され、これまで全国で26代、450人以上の高校生平和大使が、核兵器廃絶を求める「高校生

1万人署名」を携え、国連スイスジュネーブを訪問し、核兵器廃絶と世界平和の訴えを行ってきました。このことは国際的にも高く評価されており、近年はノーベル平和賞候補としてノミネートされています。

世界の平和を巡る環境が大きく変化する中、核兵器廃絶と世界平和の実現をめざして、2024年「第27代高校生平和大使」募集を「茨城高校生平和大使派遣委員会」として、茨城県内において、17県目の取り組みとして進めています。



第26代高校生平和大使国連訪問

「ビリヨクだけどもリヨクでない」第27代高校生平和大使を募集

今が、がんばり時！ 公務労働者の処遇改善

公務労働者の処遇をめぐり、さまざまな動きが起きています。愛知県の大村秀章知事は4月8日の会見で、自治体の非正規労働者である「会計年度任用

職員」の賃上げを正職員と同様に4月にさかのぼって支給するよう、県内未実施の市町村に助言する意向を示しました。

この問題では国が昨年、4月週及(そきゅう)改定を促す通知を出していましたが、愛

言の背景には、理不尽な制度運用や低処遇の改善を社会に発信し続けた当該労働組合の地道な運動がありました。

4月16日には、勤務地の異動で地域手当が減るのは違憲だとして、津地裁の判事が会

当の見直しを行います。給与構造改革で傷つけられた公務労働者の処遇改善へ、今が頑張り時です。

団体生命共済

すべての医療コースにセットされています!

がんの備えも団体生命共済で

こくみん共済 NEWS

5122F069

契約にあたってはパンフレットをご覧ください

不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください

こくみん共済(全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

- がん診断共済金
- 上皮内がん診断共済金
- ➔ 2年に1回を限度に複数回払い (一定の条件を満たした場合)

● 1回あたり1,000万円限度の「先進医療共済金」も、すべての医療コースにセットされています。